

○許可の基準（個別基準）

1 自家広告物

自家広告物とは：自己の氏名、名称、店名、商標又は事業・営業の内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所、作業所に掲出するもの（条例第8条第2項第1号）

区分	広告物の種類	許可地域（6ページ）	禁止地域（3ページ）
自家 広告物	野立広告物	○表示面積 1基につき50㎡以下 ○高さ 1.5m以下 [規則別表第2中2(1)①参照]	○表示面積 1事業所等あたり合計50㎡以下 ○その他の基準 広告物の種類に応じて、左欄の基準を満たすこと
	屋上広告物	○個数 1つの建築物につき1個 (堅固な建築物に掲示する場合は個数制限なし) ○表示面積 20㎡以下 (堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし) ○高さ 地表から広告物掲出箇所までの高さの2/3以下 [規則別表第2中2(2)①参照]	
	壁面広告物	○表示面積(次の2つとも満たすこと) ・1個30㎡以下 (堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし) ・同一壁面に掲出される表示面積の合計がその同一壁面面積の1/2以下 [規則別表第2中2(2)②参照]	
	突出広告物	○個数 1壁面につき1個 (堅固な建築物に掲示する場合は個数制限なし) ○表示面積 1個20㎡以下 (堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし) ○下端の高さ ・歩道上にあつては地表から2.5m以上 ・車道上にあつては地表から4.7m以上 ○道路上への出幅 1m以下 [規則別表第2中2(2)③参照]	
許可申請	○許可申請が必要 ○ただし、1事業所等あたり合計10㎡以下のものについては、許可申請不要 [別表第1中2参照]		

※「規則別表」とは、岐阜県屋外広告物条例施行規則の別表を示します。

3 その他の広告物

区分	広告物の種類	許可地域（6ページ）			禁止地域（3ページ）
		道路及び鉄道で知事が指定する区域（別表7（23～31ページ）参照）		左の区域外	
		用途地域内	用途地域外		
その他の 広告物	野立広告物	○表示面積 1面20㎡以下 合計40㎡以下 ○高さ ・広告塔 1.5m以下 ・その他 1.0m以下 [規則別表第2中 2(1)②ア参照]	○表示面積 1面20㎡以下 合計40㎡以下 ○高さ ・広告塔 1.5m以下 ・その他 1.0m以下 ○指定路線からの 距離 3.0m以上 ○広告物相互距離 5.0m以上 ※現地確認必要 高速道路・新幹 選路線の両側 500m以上1000m 以内の区域は 300m以上 [規則別表第2中2 (1)②イ(ロ)参照]	○表示面積 1面20㎡以下 合計40㎡以下 ○高さ ・広告塔 1.5m以下 ・その他 1.0m以下 [規則別表第2中 2(1)②ウ参照]	不 可
	屋上広告物	○個数 1つの建築物につき1個 （堅固な建築物に掲示する場合は個数制限なし） ○表示面積 2.0㎡以下 （堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし） ○高さ 地表から広告物掲出箇所までの高さの2/3以下 [規則別表第2中2(2)①参照]			
	壁面広告物	○表示面積（次の2つとも満たすこと） ・1個3.0㎡以下 （堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし） ・同一壁面に掲出される表示面積の合計がその同一壁 面面積の1/2以下 [規則別表第2中2(2)②参照]			
	突出広告物	○個数 1壁面につき1個 （堅固な建築物に掲示する場合は個数制限なし） ○表示面積 1個2.0㎡以下 （堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし） ○下端の高さ ・歩道上にあつては地表から2.5m以上 ・車道上にあつては地表から4.7m以上 ○道路上への出幅 1m以下 [規則別表第2中2(2)③参照]			
許可申請	○すべて許可申請が必要 ○ただし、管理用広告物については、下表のとおり。				

管理用広告物の許可申請

○ 管理上の必要により自己の管理する土地又は物件に掲出するもの（条例第8条第2項第2号）

	許可地域	禁止地域
表示面積が1個2㎡以下	許可申請不要[規則別表1中3参照]	許可申請不要[規則別表1中3参照]
表示面積が1個2㎡超	許可申請必要(上の表の許可基準)	不可

※「規則別表」とは、岐阜県屋外広告物条例施行規則の別表を示します。